

■京都府環境を守り育てる条例施行規則の一部を改正する規則（京都府規則第18号）

1 改正の内容

(1) 京都府環境を守り育てる条例に基づく横出し事業場に対する排水基準

水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号。以下「法」という。）に基づく排水基準を定める省令（昭和46年総理府令第35号。以下「排水基準省令」という。）の一部改正により、六価クロム化合物についての排水基準が強化されることに伴い、京都府環境を守り育てる条例施行規則（平成8年京都府規則第5号。以下「施行規則」という。）で定める排水基準よりも厳しい基準となるため、施行規則における六価クロム化合物に関する排水基準を法の新基準と同じ値に引き下げる。（施行規則別表第4の4の（その1）関係）

<排水基準の内容>

	改正前	改正後
施行規則の排水基準値	0.25、0.4又は0.5mg/L	➡ 0.2mg/L
（参考）排水基準省令の排水基準値	0.5mg/L	➡ 0.2mg/L

(2) 汚水の地下浸透基準

法に基づく特定事業場からの六価クロム化合物の地下浸透基準の強化を踏まえ、法の新基準と同じ六価クロムの地下浸透基準を新たに追加する（全クロムの地下浸透基準は変更なし）。（施行規則別表第5関係）

<地下浸透基準の内容>

	改正前	改正後
施行規則の地下浸透基準値	全クロム 0.02mg/L	➡ 全クロム 0.02 mg/L 六価クロム 0.01 mg/L
（参考）法に基づく地下浸透基準値	六価クロム 0.04mg/L	➡ 六価クロム 0.01mg/L

(3) その他の改正

法に基づく排水基準の規制項目のうち、大腸菌群数が大腸菌数へと見直されることとなったことから、施行規則で定める排水基準の規制項目についても大腸菌群数から大腸菌数に変更する。（施行規則別表第4の4の（その2）関係）

<排水基準の内容>

	改正前	改正後
施行規則の排水基準値	大腸菌群数 3,000 個/cm ³	➡ 大腸菌数 800 CFU/mL
（参考）排水基準省令の排水基準値	大腸菌群数 3,000 個/cm ³	➡ 大腸菌数 800 CFU/mL

2 施行期日等

(1) 施行期日

令和6年4月1日 六価クロムの排水基準及び地下浸透基準に係る改正
(1の(1)及び(2))

令和7年4月1日 大腸菌群数の排水基準に係る改正 (1の(3))

(2) 経過措置

六価クロム化合物の排水基準について、電気めっき業に係る施設を設置する特定工場等については施行の日から3年間、その他既存施設を有する特定工場等については同日から6月間は、なお従前の例によるものとして、改正前の施行規則で定める排水基準を適用する。(施行規則の一部を改正する規則附則第2項から第4項まで関係)

<経過措置の概要>

立地場所 (日平均排水量)		対象業種	改正前の 施行規則	適用期間
閉鎖性水域	2,000 m ³ 以上	電気めっき業	0.25mg/L	~R9.3.31
	500~2,000 m ³		0.4mg/L	
閉鎖性水域(500 m ³ 未満) 及び 非閉鎖性水域	0.5mg/L			

▶ 暫定基準の適用期間終了後は0.2mg/Lに移行